

あなたもこの3つのグループの
いずれかに所属しています

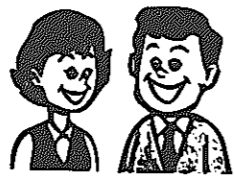
第1号被保険者



農林漁業・商業・サービス業などの
の自営業の人、自由業の人、無職
の人、20歳以上の学生、これらの
配偶者、夫の扶養になっていない
妻など

- 希望すれば第1号被保険者として加入できる人
- ①老齢基礎年金を受けていない60歳以上70歳未満の人
- ②海外に住んでいる20歳以上70歳未満の日本人
- ③老齢(退職)年金を受けている60歳未満の人

第2号被保険者



厚生年金や共済組合に加入している
会社員等

- 会社員等の人は、厚生年金や共済組合に加入すれば、自動的に国民年金にも加入したことになりますので、個人で手続きをする必要はありません。

第3号被保険者



厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者。「扶養されている」とは、健康保険証の被扶養者欄に名前が書かれていることです。

- 第3号被保険者は届け出さえすれば、将来年金を受ける権利が保障されます。届け出が遅れたり、怠ったりすると、将来年金が受けられなくなる場合があります。必ず窓口へ届け出てください。

国民年金Q&A
年金は、将来本当にもらえますか？

Q 社会の高齢化が進み、国民年金の将来が不安です。国民年金は、将来本当にもらえますか

A ご安心ください。将来年金を受ける権利は、国の法律で保証されています。国民年金は皆さんが納める保険料と国の費用によって

賄われ、国が責任を持って長期的に健全かつ安定的に管理運営する公的年金制度ですから、将来にわたって確実に年金がもらえます。また、国民年金制度では、物価の変動に応じて年金額が改定(完全自動物価スライド制)されますので、年金額の実質価値は目減りしません。

誤解していませんか
第3号被保険者は忘れずに届け出を

厚生年金や共済組合に加入している会社員等に扶養されている配偶者は、年金係の窓口へ届け出をすれば、自分で保険料を負担しなくても、将来の年金が受けられます。

ので、必ず窓口で加入手続きをしてください。また、次のような場合には、年金係の窓口へ種別変更届を出してください。

第3号被保険者の保険料は、配偶者の加入する厚生年金・共済組合が制度全体で負担する仕組みになっていますから、第3号被保険者の届け出によって、天引きされる保険料の額が変わることはありません。届け出をしないと、将来年金を受けられなくなる場合もあります

- 転職して年金制度が変わったとき
- 退職・定年退職したとき
- 自営業に変わったとき
- 被扶養配偶者がパート収入が増えて扶養からはずれたとき
- 会社に就職したとき
- 離婚したとき

20歳になったら
国民全員が加入

加入

●加入する人

国民年金には、20歳になったら、職業や収入を問わず、国民全員が加入します。加入形態と費用負担の違いによって、次ページのよう
に3つのグループに区分されます。
●学生も20歳になったら加入
●学生の皆さんも20歳になったら、国民年金に加入することになって
います。

20歳になっても国民年金に加入していないと、将来満額の年金が受けられなかったり、在学中にけがや病気で障害者になったりしたときに年金がもらえません。市役所市民生活課年金係の窓口で加入の手続きをしてください。

●自分の希望で加入できる人

次の人たちは、本人の希望によって加入できます。
1. 日本国内に住む60歳以上70

●加入の種類が変わったら届け出を

ライフスタイルの変化によって、加入者の種類(第1号被保険者、第3号被保険者)が変わることがあります。その場合は、年金係の窓口へ届け出てください。届け出が必要な場合と届け出に必要なものは下表のとおりです。

届け出をしなかったために、年金を受けられなくなることもありますので、注意してください。

こんなときは届け出を

	こんなとき	届け出に必要なもの
拠 出 中	会社をやめたとき	年金手帳、印鑑
	20歳になって初めて加入するとき	印鑑
	種別が変わるとき	年金手帳、健康保険証
	会社へ入ったとき	配偶者の年金手帳、印鑑
年 受 給 中	住所・氏名が変わったとき	年金手帳、印鑑
	手帳をなくしたとき	印鑑
	老齢年金受給権者の住所、氏名、支払機関の変更	住所、氏名、支払機関変更届 印鑑
福 祉 年 金	国民年金証書をなくしたとき	印鑑
	国民年金を引き続き受けるためには	国民年金受給権者現況届 ※届け出期に受給権者あてに送付されます
	住所が変わったとき	国民年金証書、印鑑
	郵便局や印鑑を変えるとき	印鑑
受 給 中	国民年金証書をなくしたとき	印鑑
	年金を引き続き受けるためには	福祉年金所得状況届 ※届け出期に送付されます

※印鑑、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届け出をする前に窓口で確認してください。

私たちの国民年金

世代と世代の支え合い

●問い合わせ●
市役所市民生活課
年金係
☎373・2111
内223・224